

令和4年12月16日

焼却灰に含まれる放射性物質測定の結果について

牧之原市御前崎市広域施設組合 環境保全センター

当環境保全センターでは、ごみの焼却により発生する焼却灰について、令和4年7月27日に放射性物質濃度の測定を外部委託により実施しました。結果は次の表のとおりです。

今回測定の結果、主灰・飛灰とも「放射性ヨウ素131」「放射性セシウム134」「放射性セシウム137」のいずれも、測定限界値未満となり検出されませんでした。

放射性物質濃度測定結果

単位：Bq/kg

区 分	放射性ヨウ素131	放射性セシウム134	放射性セシウム137
主 灰 ※1	検出されず（検出限界10）	検出されず（検出限界14）	検出されず（検出限界14）
飛 灰 ※2	検出されず（検出限界11）	検出されず（検出限界15）	検出されず（検出限界13）

○「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」（平成14年3月 厚生労働省医薬局食品保健部監視安全課）第2章2 ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法

⑨検出限界とは、測定器が検出可能な最少濃度です。

※1 「主灰」は焼却炉から排出される灰です。

※2 「飛灰」は集塵機等で捕集した排気ガスに含まれるダストです。

◇「国の焼却灰の埋立処理の方針に示された数値」は平成23年6月28日付で環境省から関係都県廃棄物行政主管部（局）あての事務連絡「一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定及び当面の取扱いについて」により示された、8,000 Bq/kg 以下です。